

# 改正組合法施行後の 組合運営について

平成19年4月1日施行の改正組合法等において、役員任期の変更、監事組合員の権限の拡大、員外監事の義務化等については対応を先送りできる経過措置が置かれております。

つまり、施行日以後、最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了時から適用となり、3月決算の組合の場合、平成19年度決算に関する通常総会終了後平成20年4月以降に開催に適用されます。

しかし、決算関係書類等の作成手続については、経過措置が設けられておらず、組合の規模や事業内容の如何を問わず、すべての組合に対して法施行後速やかに対応する必要があります。

施行前

これまで理事は

- ①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない
- ②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならないとされていました。



施行後

今般の法改正において、

- ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない
- ②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
- ③組合は、通常総会の2週間前に決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

これらの規定には経過措置が設けられていないので、下記のような流れで総会まで進める必要があります。

## 平成19年4月1日以降に招集される通常総会の手続きの流れ

### ① 議案の作成

- ・組合は「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、又は損失処理案）及び「事業報告書」を作成しなければならない（第40条第2項）。